

2020 年 6 月 18 日

株 主 各 位

会 社 名 e B A S E 株式会社

(コード番号：3835 東証第一部)

本社所在地 大阪府大阪市北区豊崎五丁目4番9号

代 表 者 代表取締役社長 常 包 浩 司

「第 19 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部修正について

当社、「第 19 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 【修正箇所】

株主総会参考書類（46 頁）

第 4 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

2. 【修正場所】

修正場所に下線__を付しております。

《修正前》

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2015 年（平成 27 年）6 月 22 日開催の第 14 回定時株主総会において年額 120,000 千円と決議いただき、今日に至っておりますが、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じであります。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、また今後の業容の拡大、マネジメントの強化、取締役の多様性への対応を期し、年額 200,000 千円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は 5 名であり、第 3 号議案「取締役監査等委員である取締役を除く。）5 名選任の件」が原案どおり承認可決された場合でも、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数に変更はございません。

《修正後》

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2015 年（平成 27 年）6 月 22 日開催の第 14 回定時株主総会において年額 120,000 千円以内と決議いただき、今日に至っておりますが、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じであります。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、また今後の業容の拡大、マネジメントの強化、取締役の多様性への対応を期し、年額 200,000 千円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は 5 名であり、第 3 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5 名選任の件」が原案どおり承認可決された場合でも、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数に変更はございません。

1. 【修正箇所】

株主総会参考書類（46 頁）

第 5 号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

2. 【修正場所】

修正場所に下線__を付しております。

《修正前》

現在の監査等委員である取締役の報酬額は、2015 年（平成 27 年）6 月 22 日開催の第 14 回定時株主総会において年額 15,000 千円と決議いただき、今日に至っておりますが、経済情勢等諸般の事情や経営環境の変化に伴い、監査等委員である取締役の責務が増大していること等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額 25,000 千円以内と改めさせていただきたいと存じます。監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

現在の監査等委員である取締役の員数は 3 名であります。

《修正後》

現在の監査等委員である取締役の報酬額は、2015 年（平成 27 年）6 月 22 日開催の第 14 回定時株主総会において年額 15,000 千円以内と決議いただき、今日に至っておりますが、経済情勢等諸般の事情や経営環境の変化に伴い、監査等委員である取締役の責務が増大していること等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額 25,000 千円以内と改めさせていただきたいと存じます。監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

現在の監査等委員である取締役の員数は 3 名であります。

以 上